

慶徳如松・麗女夫婦と丹羽家 (二)

倉 本 昭

3 如松・麗女夫婦の養子縁組

『丹羽様御系図書継候覚書』(以下『覚書』)は以下のように始まっている。書簡中の句読点は筆者が補ったものである。

天明四甲辰年、養子之願出、五月状と一緒に御在所播州三草林直右衛門殿へ向差遣候処、七月廿四日附之御聞届之御奉書八月十五日林氏へ被相達到来。

天明四(一七八四)年は如松・麗女夫婦が養子の佳包(よしかね)を迎えた年としても重要である。如松夫婦が養子縁組をした年は、従来天明二年とされていたが、本資料によって誤りであることが判明した。それにしても、なぜこれまで天明二年説が行われていたのであろう。

発端は麗女の自伝の曖昧な記述にありそうである。今、彼女の自伝の一本を『国学者伝記集成』から引いてみる。これは『和庵雜編』四十から引いた自伝『慶徳麗女遺稿』である。

天明二年の春、又遊行して京より播磨にいたるとて、都にては草庵の家を舎とせり。かへる道、兵庫にて歌よむ人ありて、しひてとむるにより、四日ばかり居て、其の所の旧跡たづねなどして後、難波より大和路を経て、初瀬の花盛なるを、たちよりに見る程、陸奥の白河侯の家士なる人に行きあひけるに、土産に行くべしと望まる、も、いなみがたく短冊に歌かきてつかはず。此の折もまた、後午の記あり。

これが問題になる天明二年の記事の初めの部分。この年の二月十日は午の日であった。それが夫婦の上方旅行出発の日である。さる安永六(一七七七)年の二月九日、初めの午の日に、夫婦は上方行きを試みている。麗女は、その一部始終を『初午の日記』の題で紀行文にしているので、今回の旅行に基づく紀行文を『後午の日記』と名づけた。引用文中、「草庵の家」とあるのはおかしい。ここは「草庵の家」とあるべきである。実際、『後午の日記』をひもとくと、

田中の道をつたひて三条にいたれば、午の時ばかりなり。やがて草庵先生とぶらひけるに、あながちにとゞめ給ふもうれしく：

とある。(女流文学全集本による)。京からは、麗女夫婦を絶家の危機から救った大名・丹羽氏の領地、三草に向う。兵庫では三草藩の人々のつてがあったらしく、宿などの便宜が図られた。

再び『慶徳麗女遺稿』のつづきの部分を見てみる。

五十の時、賀歌をおくらる。今は五十にもあまりければ、子どもと養ひて、其の育みに、何事をも捨かぬるやうなれど、連歌は良人もこのまれ、社中もあれば、すてがたき老のたのしみとなせり。

麗女五十の賀は、上方旅行をする前年、天明元年三月十日に催された。よつて『遺稿』の記述は、時間的に前後が錯綜している。そして続く「今は五十にもあまりければ、子どもと養ひて」とある部分が、養子縁組天明二年説の根拠となつてきたようである。旅行の年が麗女五一であるから、これを「五十にもあまり」に当たると解したのである。『女子大國文』第四号(昭和三十一年七月)に載る千田安子氏の「荒木田麗女年譜」には、既に天明二年の欄に「佳包(五歳)を養子とする」と見える。以後作られた麗女年譜は基本的にこれを踏襲している。天明二年前後の『遺稿』の記事は、先に見たように少々錯綜があり、このような誤解を生じる余地は充分にある。

しかし今後は『覚書』の記述によつて天明四年に訂正すべきである。なお佳包は伊勢の野村家から迎えられた。野村家は丹羽氏十二代目・氏信の三男である信氏を初代とする。伊豆野タツ氏の「荒木田麗女伝の研究」(実践女子大学文学部紀要)第十三集 昭和四五年

慶徳如松・麗女夫婦と丹羽家 2

十二月)掲載系図では、信氏について氏信次男とあるが、丹羽茂久氏所蔵『系譜并軍功録』によつて訂正する。この信氏から数えて五代目となる氏義の次男が佳包であつた。氏義は神宮大内人職であつたらしいが、丹羽家と縁続きである。麗女夫婦は、ここでも丹羽家の力をあおぎ、その姻戚から養子を迎えたのであつた。

冒頭の記事にかえつて、養子縁組の願書が提出された「御在所播州三草林直右衛門殿」は三草の留守居役である。前稿で紹介した「丹羽様江願出候覚書」にも、その名が見える。丹羽氏栄から麗女が三人扶持を受ける旨を報じた林からの書簡が存在する通り、麗女夫婦が丹羽家に経済的援助を嘆願する運動に協力、夫婦と氏栄・家老との間で奔走した人物である。

4 三草藩家老からの手紙

さて林から届いた養子縁組に関する奉書に添えて、家老からの書簡が無い込んだ。以下、本稿に引いた翻刻書簡中の句読点は、筆者が読みの便宜を図つて加えたものである。

以別紙申述候。御自分先祖江御預被置候 御系圖不残写被差出候様仰出候。

- 右者此方御系圖御見合二相成候事二御座候。
- 一 右 御系圖認被差出候者、當御代迄之御書継共二御認被差出候様存候。尤御書継之場江記致被差出候様存候。
 - 一 其外傳來之書物ホも有之候ハ、是又写可被差出候以上

丹羽次郎三郎

七月廿四日

丹羽半左衛門

名判

慶徳藤大夫殿

慶徳家に預けられた丹羽氏系図を写して提出してほしいとの依頼である。系図を預かったことについては前稿11ページを参照してほしい。丹羽氏明から数えて十代目・氏勝が岩崎の城から伊勢に逃れ、御師・慶徳藤大夫のもとに匿われた際、万が一を思って系図を一部預けたのである。それを如松代まできちんと持ち伝えていたことは『丹羽様江願出候覚書』に明らかである。

その系図を『書継候覚書』から掲出すると、

丹羽之御家系圖御紋九本骨槍扇

- 一 公深 清和天皇十三代泰氏七男一色大夫法師
- 一 範氏 次郎
- 一 直氏 右京亮
- 一 氏兼 右京亮
- 一 氏宗 勘次郎
- 一 氏明 住尾州丹羽郡故号丹羽平三郎
- 一 氏時 次郎左衛門
- 一 氏盛 傳介
- 一 氏範 勘六左衛門
- 一 氏從 号和泉守 尾州愛智郡折戸搔上城住

名判

名判

名判

永祿二年十二月廿一日卒 年七十五

- 一 氏識 氏清子 号右近大夫 法名清安道休 住尾州岩崎城

となる。この系図に氏識以降、当代・氏栄、氏福までを補足して

ほしいというのが、丹羽家側の要求であった。「御書継の場合記し致し差出され候様存じ候」とあるのは、補足した代々の当主名の脇に官職名や法名などの注記を施すようにという意味である。

次に書簡の差出人である二名、丹羽次郎三郎、同半左衛門について言及しておこう。この二人こそ系譜考証にかかわる一連の作業において今後、大きな役割を果たすことになるのである。

先の系図の一色氏兼の子に勘次郎・氏宗と半兵衛・氏茂とがいる。前者・氏宗の子である氏明が尾張丹羽郡丹羽庄に移り住んで丹羽氏を名乗った。そして後者、すなわち氏宗弟の氏茂は、甥の氏明を支えるべく共に丹羽郡に移った。氏茂の子・茂勝は主家・氏從（五代目）の命で本郷城を築き、茂勝の子・茂昌は岩崎に壘を築くという功があった。氏茂から数えて四代目の茂信は、

自氏次公被預騎馬四十六人、於參州伊保領内、深見・殿海戸（殿貝津）・石坂三村、為千石賜之為家老。

とある。これは慶徳如松が大坂において写した家老丹羽家の系譜による。今回の丹羽系譜考証にかかわる九月二八日附丹羽次郎三郎書

簡に「先年大坂ニモ系図掛御目候」とあるものが、これである。引用部には一部誤脱があるようだが、この茂信から家老家としての歴史が始まったことがわかる。

丹羽半左衛門茂宗は家老家の十一代目にあたる人物である。始め忠三郎、また勘解由、半兵衛と名乗る。如松写の系図には半兵衛とある。実は丹羽主税氏愼の次男である。系図には、「明和年中三十石加増賜之、為家老職。七十石加増、以上二百石トナル」と見える。寛政十三年一月四日、七四で亡くなった。

その嫡子が次郎三郎・丹羽茂生である。始め常太郎と名乗った。家老職百石。文化十二年六月二十二日、六一で亡くなった(丹羽茂久氏所藏家老家系譜を参照)。

5 丹羽次郎三郎の別書

先の半兵衛、次郎三郎連名の依頼状に添え、次郎三郎が別書を認めている。形通りの挨拶の後に、慶徳家養子縁組のことに言及している、その部分をまずは紹介しよう。

貴様ニ茂段々御老年ニ付、今度御養子御取組之旨、委細御差出御紙面之趣ニ而致承知、御相應之御相續も相整、御安堵之御事と目出度奉存候。御願通相濟候ハ、やはり是迄之御住所ニ御座候哉。又者御隱宅ニても心組御座候哉。定而御風流共之御心懸も可有と存候。御持病其後者御障無御座候哉……御内様へも彼是之趣くれくれも宜御頼申候。

如松は天明四年当時六一歳、還暦である。せつかく経済的危機を乗り切っても後継ぎがいなければ、結局絶家の憂き目にあつてしまふ。養子を迎えることは最重要課題であつた。書簡にある通り、持病をもつていたとなると焦りは大きかつたはずである。如松は、これより後十一月二十七日附書簡でも「寒氣故カ私義持病差起平臥之躰ニ御座候」とある。そんな如松にとつて伊勢に丹羽の血を引く大内人がいたことは幸いであつた。ここから養子を迎えたら、その子は実家と丹羽家との縁を期待できるから、自分亡きあとも安心である。しかし主筋にあたる大名家から分かれた家と勝手に姻戚關係を結ぶのには憚りがある。そこで丹羽氏福(九代目)に縁組の許可を願つたのである。

なお大内人は「皇大神宮に於てはその上首を特に宇治大内人と稱し、番長として神宮の守護宿直に仕奉る外、特に大祭及び幣使参向の時太玉申及び天八重櫛儲備に供奉したり。他の一人は同じく宿直の外、主として神戸調進の神酒・御誓等の出納を掌り、一人は祭時齋内親王及び齋宮諸司の供給を専當したり。豊受大神宮に於ても、同じく番直の外、小内人・物忌等を率ゐて禰宜を副けて大祭竝に日別朝夕の大御饌に奉仕し、奉幣使参向に際しては昇殿して幣物を大床に奉奠したり」と『神宮要綱』(昭和三年 古川書店)にある。また『新任弁官抄』神宮事に「大内人 内外宮、近代不定数。二姓任之、同禰宜。近代一宮各百余人。六位補之、兼権禰宜。有欠、祭主補之」と見える。「御相應之御相續」と書簡中にあるから、年寄家の師職・慶徳家と結びつくのに不釣合いな家柄ではなかつたし、丹羽家としても抵抗はなかつたとみえる。

書簡中「御内様」はもちろん麗女のことである。

さて次郎三郎がわざわざ別書の形で言い述べたかったことは何であつたのか。

その理由が以下の部分で明らかになる。

小子御頼申度候者、兼々貴様御先祖江御預ケ被成候御系圖写候而御貴申度存居候得共、何二も差懸候事二無之候間、是迄及延引申候。然ル所貴様二も御老年二而今度御養子相濟、御代も代り候上、御幼少二て者右之趣（筆者注：丹羽氏系図考証）申遣候而者中々存候様二者届兼、其上貴様二者一入書物之處年来御心懸之事を急与存罷在候間、旁を以此度御預御系圖之写江御書継ホも被成御差出候ハ、何共乍御面働、拙者之方江も右同様不殘御写被遣被下候様奉頼候。兼而御存之通、拙者家者御先祖より御分レ申、格段御續合も有之候御家筋二て引續、鈴木与左衛門家も類代之旧臣故、是迄誠二代々無滞老職相勤来候。もはや年数二相成候間、戰場江罷出候家迎者御家老家三家二て余者老而軒も殘居候得共、皆拙者家之分家末家杯二て殊更御家老家之三家之軍功勲功も存候事故、此末迎者古キ事共申傳之落ぬ様二致度心願御座候。

つまり自家の系譜を差し出すついでに、家老家の方にも同じものを写して差し出してほしいというのである。それは家老家が本家につながる家柄で、本家と辛苦を共にし発展の礎を築いてきた歴史を子孫に残さねばならないという思いが次郎三郎にあつたからである。書簡では家老丹羽家に並び鈴木という家の名が見える。鈴木家は

丹羽庄から丹羽氏明につき従つてきた旧臣であらうといわれ、鈴木重勝が丹羽氏勝（本家十代目）の娘をめぐつてから一族として扱われたという（吉田省三『播州三草藩史（立藩編）』昭和五九年播州三草藩史刊行会）。『日進村史』によれば、この重勝から光澄、重益と続くが、丹羽茂久氏蔵「系譜并軍功録」（氏福代までの内容は諸処に伝わる丹羽系図・軍功録と大体同じ。丹羽茂久氏本を利用したのは、次郎三郎が編纂した形が保存され、維新までの書継などが見られないからである）によれば、光澄の父は重勝ではなく「重澄」となっている。また同書で、氏勝の一女は織田三蔵正俊、後に改称して柘植平衛門なる人物に嫁すとなっている。また鈴木家が丹羽本家から嫁を迎えたのは、重益の孫・光廣らしい。

光廣の父で家老の重之が寛永六年夏、主君・氏信（十二代目）の大坂在番中、重病に臥せつた。氏信は重之が憔悴の様を見て、その手を取り、鈴木家重代にわたる主家への忠節を嘉し、一女・鍋を光廣の嫁にとらすことを告げた。その後数日にして重之は逝つたという。

この鈴木家と家老丹羽家が代々老職を勤めてきた。書簡には三家とあるが、これは誤りであろう。「書継候覚書」は系図考証にまつわる書簡と提出資料を清書の形で写したものであるから、書写の段階で二を三に誤つた可能性がある。丹羽・鈴木二家の軍功は如松が提出した資料や「丹羽軍功録」に明らかであるが、具体的な説明は省く。

次郎三郎は続いて慶徳家への要請を簡条書きにしているので、それをまとめてみよう。

①丹羽氏系図の写しを家老家にも作ってほしい。

②家老丹羽家譜を補訂してほしい。

③小牧・長久手・大坂の陣等における主君と家老たちの軍功を詳しく記してほしい。

④小さな戦、さしたる軍功のない戦でも構わないので、その様子を委細に記してほしい。

⑤岩崎・伊保・岩村時代の丹羽家の様子で伝聞があれば、詳しく記してほしい。

⑥丹羽氏の源流である一色氏は足利幕府の四職家の一つとなったが、そうなるに到った背景や功績を調査してほしい。

⑦丹羽氏先祖が慶徳家に系図を託したことや、慶徳家の先祖が丹羽氏隨身となって出陣した次第を教えてほしい。

⑧丹羽氏先祖が慶徳家にかくまわれたわけを教えてほしい。

⑨⑩の際に付き従った家臣のことを教えてほしい。

⑩丹羽氏先祖が伊勢を出た後の慶徳家の待遇、ならびに、徳川幕府のもとで丹羽氏が伊保に封ぜられ、さらに岩村に移ってからの慶徳家の待遇を教えてほしい。

⑪家老丹羽家の筋目のこと、軍功勲功などについて伝聞があれば詳しく記してほしい。

以上の十一ヶ条が並んでいる。これが後に如松提出系図ならびに文書類となるのである。いま、これらの調査結果がどういう形で実を結んだかを明らかにしておく。なお系図や文書の表題は『書継候覚書』に載る十一月二十七日附如松書簡に見えるものに従った。

①

↓御系図之写

↓新調御系図

②
①①

↓丹羽系図

↓丹羽家伝

③・④・⑤・⑥

⑦・⑧・⑨・⑩
↓申傳へ之覚

↓一色氏私考

丹羽氏先祖が慶徳家先祖に預けた系図の写し。系図の冒頭には「丹羽之御系圖御紋九本骨楯」とある。一色公深から氏識まで

系図冒頭には「丹羽御家系圖御紋九本骨楯」とある。清和天皇から氏福の子・某まで。

源義家から丹羽茂生までの家老丹羽家系図。茂宗が所持していたものを大坂にて如松が写したもの。よって提出資料ではない。安井家にはなく、岩出齋三郎氏旧蔵書の中に含まれる。

提出資料ではない。また表題はなく、筆者が仮題をつけた。岩出齋三郎氏旧蔵書の一。三河における丹羽氏が織田氏と確執し、伊勢に潜伏を余儀なくされ、岩崎に復帰するまでの次第を記す。

「申傳之覚」。慶徳家伝の箇条書き。丹羽氏先祖の三河時代の活躍を記す。丹羽氏が慶徳家に潜伏した記事もあり。

家老家にのみ提出。一色氏の系図を冒頭に掲げる。一色氏の記事を軍記類から抜粋したもの。

⑩ ↓御神領御寄附御定書写

天正十八年八月廿日附。

↓延寶年中納帳写 延宝八年十二月八日附のお初尾帳。

以上の二つは明和二年、慶徳如松が丹羽家に経済的援助を懇願した際にも提出されている。

以上のうち「丹羽家伝」「丹羽系図」「一色氏私考」を除いたものが丹羽本家に提出され、家老家にも同じものと「一色氏私考」が提出されたことになる。これら系図、文書類の詳しい内容と作成過程は追って明らかにしていくこととしよう。

6 家老次郎三郎の思い

それにしても、天明四年という年に、どうして丹羽家は系図の写し提出を依頼したのであろうか。丹羽家は天明四年より以前、二度ほど幕府に系図を提出している。すなわち寛永十八（一六四一）年と貞享元（一六八四）年である。これより以降、老中・松平定信が諸家に系図差出しを命じるのは寛政元（一七八九）年だから、天明年中に幕府から丹羽家に系図提出の命が下ったことはない。

次に天明四年当時の丹羽家の当主・氏福の様子を見てみよう。丹羽茂久氏所蔵「系譜并軍功録」によれば、天明二年に日光祭礼奉行を勤め、天明四年四月には祭礼奉行の三宅康武・松平直行に万が一のことがあった場合これに代わるべく台命を蒙っている。しかし系図を再撰すべき要因と目される記事はない。

あと考えられるのは、慶徳如松が丹羽の血筋である野村家から養子を迎える許可を与えるにあたり、その慶徳家と丹羽家との古い因縁を丹羽本家が再認識したことである。家老の次郎三郎が書簡の中

で如松の書物調査能力に多大な信頼をおく文言を繰り返している。慶徳家が丹羽家との間に古い因縁を持ち、重要な古文書を持ち伝えるだけではなかったのである。つまり古文書や古系図を単純に書写してほしいという問題ではなく、丹羽家が依頼した仕事は文献考証・調査の手續が必要であり、その任に如松はたええる人物だったのである。そんな男が六一という歳になり、持病を患っていたとなると、丹羽家側が、この際、如松が充分動けるうちに、自家にまつわる家伝をきっちりした記録に残してもらおうと考えてもおかしくない。しかも天明四年の段階で、如松の妻・麗女の文名も名高くなっていた。さる天明二年に上方旅行を試み、夫婦で三草に立ち寄っていることは、本稿の最初に触れた通りである。その頃、京、近江の江村北海、龍草廬、野村公台、奥田三角といった漢学者と交流、

豊宮崎文庫の連歌会を再興していた麗女は、既に膨大な物語作品をも草している。そんな如松の妻が習得していた学芸を、丹羽家が知らなかったわけではない。つまり病弱な夫に対する妻の応援も又期待できるわけである。

しかし家老・次郎三郎が書いた書簡の文面からは、自家の勲功と家柄を再認識することに対する尋常ならざる思いが読み取れる。書簡の最後に繰り返し今回の依頼のわけを記すのである。

此訳共御頼申度と申義者前書之通責様者年来格段御認めもの書物も御覧之上久敷御勤之事故、此後迎者御代も替り御幼少二成候而者相知兼候間、不一通御頼申述候。其上責様御先祖より之訳合も

格段之事、是迎も申傳而已二成候而ハ、たとへ荒増之書記斗二てハ後々は申傳無クシ申候間、是以拙者方江申受置候得は宜敷二付此段御頼申遣候。此訳貴様御代ならてはと存候間、兼而御心安も得御意候二付、旁以御面倒を不顧御頼申候。何分宝は多分一代、家は未代迄之事、引競もの二者難申筋目之処肝要二付、兼々心懸候事故厚御心得被下、御存候丈ケ御認可被下候。

ここで一旦書簡本文は終るのだが、尚々書がある。

兎角人者行末を第一二相慎、平常之心懸・平日之慎カ末々之第一御座候様覚申候。増而武家者末々を相斗慎候事、子孫繁榮之肝要ゆへ実・義之二つ第一之事二御座候。如此御頼申述候も何卒相成可申を末々申傳之消ぬやうに存、第一御家格御筋目相知候様弥々致度奉存候……。

別の尚々書が本文の頭より前に付けられているが、そこまでは紹介するに及ぶまい。次郎三郎が、家老家の筋目を明らかにして記録を後世に伝えることに、これほどまでこだわったのは、なぜか。当時、次郎三郎は三十、而立の歳である。父親・半左衛門も五七歳で未だ壮健であった。家老家の歴史は維新まで綿々と続くから、その權威が動揺した事態も想像しにくい。むしろ問題は慶徳家側にあつて、如松の平常の具合がよろしくないところに、多少とも無理を押しして系図・軍功調査をさせること―特に家老家分のも含め負担を増やすこと―に遠慮もあつたから、いきおいかような調子で縷々、武

家の体面を述べたのであろうか。このあたりの事情は不明である。とにかく、この依頼を承知した慶徳如松は早速系図・軍功の調査と記録を始めたのである。(続稿へ)

資料閲覧に快く応じてくださった

安井家

岩出家

丹羽家(埼玉県)

丹羽家(兵庫県)

に対し、心より感謝の意を表します。